

1 議 事 日 程

〔令和5年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

令和5年6月12日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 意見書第2号 「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書

日程第2 議案第32号 市道路線の認定について

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	入江 寿 議員	副委員長	木村 彰人 議員
委員	門田 直樹 議員	委員	橋本 健 議員
〃	笠利 毅 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

都市整備部長	柴田 義則	観光経済部長	友添 浩一
都市計画課長	古賀 千年志	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	西山 英毅
建設課長	齋藤 実貴男	国際・交流課長	松井 百合子
上下水道課長	大久保 信孝	産業振興課長	満崎 哲也
上下水道施設課長	清武 伸寿		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野寄 正博	議事課長	花田 敏浩
書記	木村 幸代志		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

日程は、お手元に配付しているとおりです。

審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 意見書第2号 「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書

○委員長（入江 寿委員） 日程第1、意見書第2号「「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書」を議題とします。

それでは、意見書第2号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

（橋本 健委員「質問いいですか。意見」と呼ぶ）

○委員長（入江 寿委員） はい。いいんですか。意見。

○委員（橋本 健委員） いや、今回のこの陳情書の提出なんですけれども、ちょっと遅きの感があるんですが、近隣の5市、こういったところはどういう状況か教えていただきたいなということで、そういう質問でした。わかりますか。

○委員長（入江 寿委員） 執行部の方で分かる範囲で、答えられる方がおられればなんですが。観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） すみません。現在、近隣でどういう陳情があっているかということでしょうか。すみません、ちょっと把握はしてございません。

（橋本 健委員「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（橋本 健委員「反対から」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） 反対からですね。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 意見書第2号「「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書」について、反対の立場で討論いたします。

令和5年10月から開始されますインボイス制度は、消費税の納税の不公平をなくし、消費税額の透明性を図るものです。今回の陳情書の中には消費税を否定する文面がありますが、令和元年の統計によりますと、消費税10%のうち国が7.8%であり、地方消費税として2.2%の恩恵

を受けております。また、国の消費税7.8%は、社会保障費6.28%、地方交付税1.22%に分かれます。さらに、社会保障費の内訳を見ますと、年金12.7兆円、医療費11.9兆円、介護費3.2兆円、子ども・子育て支援費に2.6兆円となっており、地方消費税を合わせた合計は43.3兆円であり、国民の暮らしを守る貴重な財源となっております。適正化を図るインボイス制度の廃止を求めるのであれば、これらの財源を捻出するために新たな財源をどうするのか、代替案を示していただきたい。

以上で反対討論といたします。

○委員長（入江 寿委員） ほかに討論はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 賛成の立場で討論します。

インボイス制度の問題点としては、以下の4つです。

まず1点目、これまで免税事業者であった中小事業者に、インボイス発行事業者となり納税して手取り額を減らすのか、インボイス発行事業者とならずに取引先との関係を絶たれるのか、厳しい選択を迫るものであることです。

2点目、特に小規模個人事業者における経理事務量と経費の増加は大きな負担となるでしょう。

3点目、免税事業者を課税事業者へ転換することによる税収増を見込むものです。制度開始後6年間の経過措置があるものの、3年間に及ぶコロナ禍でダメージを受ける小規模個人事業者にとって、このタイミングでのインボイス制度の導入は、かなり厳しいものになると思います。

4点目、本会議2日目に当該意見書が提案されましたが、その際の質疑において、消費税そのものに踏み込む質疑ありました。そこで私も気づいたことなんですけれども、インボイス制度だけにとどまらず、消費税制そのものに対する国民の多くの誤認があると考えます。改めて議論が必要であると考えます。

以上の理由により、同意見書に賛同いたします。

○委員長（入江 寿委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） では、これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（可否同数）

○委員長（入江 寿委員） 可否同数です。

よって、太宰府市議会委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が本案に対して可否を裁決いたします。

委員長は否決と裁決いたします。

したがって、意見書第2号については否決すべきものとしたします。

〈否決 賛成2名、反対2名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第32号 市道路線の認定について**

○委員長（入江 寿委員） 日程第2、議案第32号「市道路線の認定について」を議題とします。  
執行部の説明の後に現地調査を行います。

ここでお諮りします。

委員派遣承認要求につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） 質疑は現地調査終了後に行います。

それでは、執行部の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤実貴男） 議案第32号「市道路線の認定について」につきましてご説明申し上げます。

議案書は29ページでございます。

今回市道路線の認定をお願いする路線は、1路線です。議案書30ページから32ページに路線の一覧と位置図等の資料を添付させていただいておりますので、ご覧ください。

路線名は横町線です。場所は五条一丁目、五条区公民館入り口から太宰府天満宮大駐車場方向へ向かった東側になります。宅地造成に伴い新設され、寄附採納された道路です。

以上、説明を終わります。

審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時35分

○委員長（入江 寿委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号「市道路線の認定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、議案第32号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時36分〉

○委員長（入江 寿委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年8月14日

建設経済常任委員会 委員長 入 江 寿